

富山県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令、国が定める「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）（令和5年度補正予算分）交付要綱」（令和6年6月7日厚生労働省発老0607第1号厚生労働事務次官通知別紙）及び「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和5年3月28日老発0328第3号厚生労働省老健局長通知（最終改正令和5年12月25日老発1225第1号）別紙）並びに富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富山県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）をいう。
- 2 「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）をいう。
- 3 「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。
- 4 「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- 5 「介護サービス事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称していう。
- 6 「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所をいう。
- 7 「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所・施設等において、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う事業をいう。
- (1) 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（令和5

年5月7日までに限る。)

- (2) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に濃厚接触者（令和5年5月8日以降は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）をいう。以下同じ。）が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）
- (3) 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- (4) 第1号及び第2号以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）であり、かつ令和5年5月8日以降は休業を行った場合に限る。））
- (5) 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等
- (6) 施設内療養を行った高齢者施設等（令和5年3月31日までは病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った場合に限る。）
- (7) 感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・介護施設等
 - ア 第1号又は第2号の介護サービス事業所・介護施設等
 - イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所（補助金の交付）

第3条 知事は、支援事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（実施主体）

第4条 支援事業の実施主体は、法人であって、知事が適当と認めるものとする。

（補助金の対象施設等）

第5条 補助金の交付の対象事業所・施設、対象経費、補助金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、別表第1及び別表第2に定める基準単価は年度単位で適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与
- (2) 介護報酬及び他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

（交付の申請）

第6条 事業者は、支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 支援事業を実施する事業者に対し、規則第5条の規定により知事が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 支援事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（事業者が市町村の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他財産については、前号の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 支援事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも支援事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び特別消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1

(第2条関係：緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業（感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・介護施設等を除く。))

1 対象施設		2 補助基準単価		3 対象経費	4 補助金額
		(注2)の場合			
通所介護事業所 (注1)	通常規模型	1施設あたり537千円	1施設あたり537千円	令和6年3月31日までに、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な下記対象経費一覧に規定する経費。	第3欄に掲げる対象経費の支支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価とを比較して少ない額を補助金額とする(※)。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、特別な事情により補助基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、補助基準単価を上乗せすることができる。(注2)の場合を除く。)
	大規模型(Ⅰ)	1施設あたり684千円	1施設あたり684千円		
	大規模型(Ⅱ)	1施設あたり889千円	1施設あたり889千円		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む。)		1施設あたり231千円	1施設あたり231千円		
認知症対応型通所介護事業所		1施設あたり226千円	1施設あたり226千円		
通所リハビリテーション事業所 (注1)	通常規模型	1施設あたり564千円	1施設あたり564千円		
	大規模型(Ⅰ)	1施設あたり710千円	1施設あたり710千円		
	大規模型(Ⅱ)	1施設あたり1,133千円	1施設あたり1,133千円		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		1施設あたり27千円に施設定員を乗じた額			
訪問介護事業所		1施設あたり320千円			
訪問入浴介護事業所		1施設あたり339千円			
訪問看護事業所		1施設あたり311千円			
訪問リハビリテーション事業所		1施設あたり137千円			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		1施設あたり508千円			
夜間対応型訪問介護事業所		1施設あたり204千円			
居宅介護支援事業所		1施設あたり148千円			
福祉用具貸与事業所					
居宅療養管理指導事業所		1施設あたり33千円			
小規模多機能型居宅介護事業所		1施設あたり475千円			
看護小規模多機能型居宅介護事業所		1施設あたり638千円			
介護老人福祉施設		1施設あたり38千円に施設定員を乗じた額			
地域密着型介護老人福祉施設		1施設あたり40千円に施設定員を乗じた額			
介護老人保健施設		1施設あたり38千円に施設定員を乗じた額			
介護医療院		1施設あたり48千円に施設定員を乗じた額			
介護療養型医療施設		1施設あたり43千円に施設定員を乗じた額			
認知症対応型共同生活介護事業所		1施設あたり36千円に施設定員を乗じた額			
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	1施設あたり37千円に施設定員を乗じた額			
	定員29人以下	1施設あたり35千円に施設定員を乗じた額			
(対象経費一覧) (注3)					
ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当(令和5年10月1日以降の労務に対して支給された新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を上限とし、1月あたり2万円を上限とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を上限とする。)、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費					
イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に限る。) 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用					
ウ 介護サービス事業所・介護施設等の消毒、清掃費用					
エ 感染性廃棄物の処理費用					
オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用					
カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)					
キ 一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。介護施設等に限る。)					
ク 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別添2-1、別添2-2のとおり。高齢者施設等に限る。)					
※(注2)の場合はイ及びカのみ対象とする。					

(注1) 通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、申請時点で判断する。

(注2) 通所系サービス事業所が、当該事業所の職員により、居家で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合。

(注3) 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等は、キのみを対象とする。また、感染者が確認された施設等については、感染判明時から、キは対象とならない。

別表第2

(第2条関係：緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業(感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・介護施設等))

1 対象施設		2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額		
通所介護事業所 (注1)	通常規模型	1施設あたり268千円	令和6年3月31日までに、利用者の受け入れや応援職員の派遣に伴い必要となる下記対象経費一覧に規定する経費。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価とを比較して少ない額を補助金額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。		
	大規模型 (I)	1施設あたり342千円				
	大規模型 (II)	1施設あたり445千円				
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む。)		1施設あたり115千円				
認知症対応型通所介護事業所		1施設あたり113千円				
通所リハビリテーション事業所 (注1)	通常規模型	1施設あたり282千円				
	大規模型 (I)	1施設あたり355千円				
	大規模型 (II)	1施設あたり567千円				
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		1施設あたり13千円に施設定員を乗じた額				
訪問介護事業所		1施設あたり160千円				
訪問入浴介護事業所		1施設あたり169千円				
訪問看護事業所		1施設あたり156千円				
訪問リハビリテーション事業所		1施設あたり68千円				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		1施設あたり254千円				
夜間対応型訪問介護事業所		1施設あたり102千円				
居宅介護支援事業所		1施設あたり74千円				
福祉用具貸与事業所		1施設あたり282千円				
居宅療養管理指導事業所		1施設あたり16千円				
小規模多機能型居宅介護事業所		1施設あたり237千円				
看護小規模多機能型居宅介護事業所		1施設あたり319千円				
介護老人福祉施設		1施設あたり19千円に施設定員を乗じた額				
地域密着型介護老人福祉施設		1施設あたり20千円に施設定員を乗じた額				
介護老人保健施設		1施設あたり19千円に施設定員を乗じた額				
介護医療院		1施設あたり24千円に施設定員を乗じた額				
介護療養型医療施設		1施設あたり21千円に施設定員を乗じた額				
認知症対応型共同生活介護事業所		1施設あたり18千円に施設定員を乗じた額				
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	1施設あたり19千円に施設定員を乗じた額				
	定員29人以下	1施設あたり18千円に施設定員を乗じた額				
(対象経費一覧)						
ア 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保						
イ 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の派遣の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当(令和5年10月1日以降の労務に対して支給された新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を上限とし、1月あたり2万円を上限とする。)、職業紹介料、損害賠償の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費						

(注1) 通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、申請時点で判断する。

本交付要綱別表第1の対象経費一覧に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

(1) 令和5年5月7日まで

補助対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること。
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。

※感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

※重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱う。

(2) 令和5年5月8日以降

補助対象施設等において、

- ・感染者と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること。
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。
※②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。
※感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査の対象となることから、原則として本事業の対象とはならない。
※重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱う。

3 補助の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表第1の補助基準単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

本交付要綱別表第1の対象経費に記載する経費のうち、令和5年5月7日までの「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、

- ・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
- ・保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（様式1-6（令和5年3月31日までの施設内療養は様式1-7））に記載し、本事業の申請書と併せて提出すること。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和4年4月8日以降は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※ 別添2-1でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快（*）後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快（*）後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※ 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

3 補助の上限額

○令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

○令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別表1の補助基準単価の範囲内（ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助額については、補助基準単価の範囲外とする。）とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

本交付要綱別表第1の対象経費に記載する経費のうち、令和5年5月8日以降の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施
 - ③ コホーティング（隔離）の実施
 - ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
 - ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
 - ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。
※なお、(1)及び(2)については、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（様式1-6）に記載し、本事業の申請書と併せて提出すること。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療を含む）
 - ・入院の可否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※(3)から(5)については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえ、県が実施した「高齢者施

設等の施設内療養に関する調査について（照会）」（令和5年3月28日付け事務連絡）の回答により確認する。

また、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日以降
小規模施設等 (定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等 (定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※ 別添2-2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快（*1）から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで（*2）「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで（*2）「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

※ 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日以降
2の①から⑥を満たす 場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の 要件を満たす場合の 追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

なお、補助額は別表 1 の補助基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。